

スーパーサイエンスハイスクール実施要項

平成 14 年 4 月 10 日
文部科学大臣決定
平成 15 年 4 月 1 日改定
平成 16 年 4 月 1 日改定
平成 17 年 4 月 1 日改定
平成 23 年 12 月 14 日改定
平成 24 年 9 月 20 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 31 年 4 月 1 日改定
令和 3 年 11 月 25 日改定

1 趣旨

高等学校及び中高一貫教育校(中等教育学校並びに併設型及び連携型中学校・高等学校をいう。)(以下「高等学校等」という。)における先進的な科学技術、理科・数学教育(以下「理数系教育」という。)を通して、生徒の科学的な探究能力等を培い、もって、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図ることとする。

2 事業目的

文部科学省は、1の趣旨の達成に必要な高等学校等の理数系教育に関する教育課程等の改善に資する実証的資料(理数系教育に係る高大接続の在り方に関するものを含む。)を得るとともに、その成果を他の高等学校等における理数系教育に波及させるため、以下の高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール(科学技術人材の育成に係る高大接続に関する枠組みでの研究開発を行うスーパーサイエンスハイスクールに協力して共に当該研究開発に取り組む高等学校等(以下「スーパーサイエンスハイスクール参画校」という。)を含む。)に指定する。

ア 理数系教育に関する教育課程等に関する研究開発(実践的な研究を含む。以下同じ。)を行う高等学校等

イ 1の趣旨及びこれまでの自らのスーパーサイエンスハイスクールとしての研究開発の成果を踏まえつつ、当該高等学校等又は当該高等学校等が設置されている地域の実態に照らし、当該高等学校等又は当該地域の特色を生かした教育活動を実施する高等学校等

3 管理機関

(1) 管理機関(国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する教育委員会、私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。)は、スーパーサイエンスハイスクールに指定された学校(以下「指定校」という。)における本事業の進捗を管理し、当該学校に対し必要な支援を行うものとする。

(2) 管理機関は、その所管する学校における理数系教育の推進方策等を定めるとともに、その中に本事業に係る取組を適切に位置付けるものとする。

(3) 指定校(2のイである指定校を除く。)又はその管理機関は、当該指定校における本事業の運営に関し、専門的見地から指導、助言に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等、第三者によって組織するものとする。

4 スーパーサイエンスハイスクールの指定

- (1) スーパーサイエンスハイスクールの指定を希望する国立、公立又は私立の高等学校等の管理機関は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあつては直接）、文部科学省にスーパーサイエンスハイスクール指定申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するものとする。指定申請書には当該学校のスーパーサイエンスハイスクールの指定に関する同意書を添付するものとする。ただし、科学技術人材の育成に係る高大接続に関する枠組みにおける研究開発を行う場合にあつては、幹事校の管理機関は、スーパーサイエンスハイスクール参画校を含め、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあつては直接）、文部科学省に指定申請書を提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、指定申請書を審査し、適切と認めるときは当該学校をスーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）に指定する。
- (3) 文部科学省が所管する国立研究開発法人科学技術振興機構は、指定校に対し、研究開発を行う上で必要かつ適切と認められる経費等について支援を行う。

5 研究開発等の実施

- (1) 指定校（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含み、2のイである指定校を除く。）においては、理数系教育を重点的に実施し、これに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、現行教育課程の基準の下での教育課程等の改善に関する研究開発のほか、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第85条（同令第108条第2項で準用する場合を含む。）並びに第79条及び第108条第1項で準用する第55条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことができる。
- (2) 2のイである指定校においては、1の趣旨及びこれまでの自らの研究開発の成果を踏まえつつ、当該高等学校等又は当該高等学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、学校教育法施行規則第85条の2（同令第108条第2項で準用する場合を含む。）並びに第79条及び第108条第1項で準用する第55条の2に基づき、当該高等学校等又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成、実施することができる。

6 スーパーサイエンスハイスクールの運営

- (1) 文部科学省は、本事業での理数系教育に関する研究開発等の推進に係る企画、指定校に係る審査及び研究開発の評価等を行うため、スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議を開催する。
- (2) 国立研究開発法人科学技術振興機構は、スーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）の運営等にかかる個別具体的な事項等を検討するため、委員会（以下「JST委員会」という。）を設置することができる。
- (3) 文部科学省は、スーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）における研究開発等の実施状況について、管理機関及び指定校に対し聴取及び実地に調査することができる。

7 指定期間

スーパーサイエンスハイスクールの指定期間は、原則として5年とする。スーパーサイエンスハイスクール参画校についての指定期間は、最長5年とする。

8 実績の報告

- (1) 管理機関は、スーパーサイエンスハイスクールにおける研究開発等の成果・実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。
- (2) 指定校又は管理機関は、当該指定校における研究開発等の成果・実績を毎年度公表するものとする。

9 経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 国立研究開発法人科学技術振興機構は、管理機関との共同研究契約等に基づき、予算の範囲内で、研究開発を行う上で必要かつ適切と認められる経費等について支援を行う。
- (3) 文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構は、必要に応じ、経理処理状況について実態調査を行うことができる。

10 スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議

- (1) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等をもって構成する。
- (2) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、管理機関及び指定校から、スーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）の研究開発の実施状況について、聴取することができる。
- (3) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、JST委員会から、スーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）の運営等について、聴取することができる。
- (4) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、スーパーサイエンスハイスクール（2のイである指定校を除く。）に対して、定期的に研究開発の評価を行う。

11 文部科学大臣の講ずる措置

- (1) 文部科学大臣は、スーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）における研究開発等の内容が、1の趣旨及び2の事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。
- (2) 文部科学大臣は、2のイである指定校の管理機関から当該指定校に関する指定の解除の申し出があったときは、当該指定校の指定の解除を行うことができる。

12 その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。